

議案第 1 1 1 号

静岡市林業センター条例の一部改正について

静岡市林業センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市林業センター条例の一部を改正する条例

静岡市林業センター条例（平成15年静岡市条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,770円」を「1,810円」に、「2,350円」を「2,390円」に、「4,130円」を「4,210円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「1,880円」を「1,910円」に、「3,300円」を「3,360円」に改め、同表備考2中「593円」を「604円」に、「475円」を「484円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市林業センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市林業センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。